

和歌山工業高等専門学校寄附金取扱規則

制 定 平成16年4月1日

最近改正 令和 3年7月5日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについて、独立行政法人国立高等専門学校機構規則（以下「機構規則」という。）、その他法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「寄附金」とは、機構における業務を支援することを目的とする寄附金で、次の各号に掲げる経費に充てるべきものをいう。

- 一 学生に貸与又は給与する学資
- 二 学生に貸与又は給与する図書、機械装置、器具及び標本等の購入費
- 三 学術研究に要する経費
- 四 教育研究の奨励を目的とする経費
- 五 管理・運営の支援を目的とする経費
- 六 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める経費

(寄附金の性格)

第3条 寄附金は、当該寄附金を受入れた会計年度に支払を完了しなければならないというものではなく、また、繰越手続きまたは人件費、物件費、旅費等の整理は要しない。

(間接経費)

第4条 間接経費の取扱いについては、「独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則」によるものとする。

(寄附金の申込み及び受入れの決定)

第5条 校長は、本校に寄附金として寄附の申出があったときは、寄附金申込書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

2 校長は、前項の申込みを受けたときは、当該学科主任等に対して受入れの可否について諮問することとする。

3 当該学科主任等は、当該学科等の教員の意見を徴して、校長に答申（別紙様式第2号）をするものとする。

4 校長は、前項の答申に基づき、教育上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び寄附の条件に支障がないと認めた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定するものとする。

5 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費の用途を明らかにしなければならない。

(受入れの制限)

第6条 寄附金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこととされていること。
 - 四 寄附申込み後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
 - 五 その他校長が特に教育研究上支障があると認められる条件。
- 2 前項に掲げられるもののほか、次に掲げる寄附金については受け入れないこと。
- 一 地方公共団体からの寄附にかかるものについては、受入れることはできないものとする。ただし、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものを除く。
 - 二 寄附金を受入れることによって財政負担が伴うもの。（既定配分予算で賄えるものを除く）

（受入れ通知）

第7条 校長は、第5条により、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（別紙様式第3号）、寄附金振込依頼書（別紙様式第4号）を当該寄附者に送付するとともに、出納命令役に寄附金受入通知書（別紙様式第5号）により通知するものとする。

- 2 校長は、前項により寄附金を受入れたときは、礼状（別紙様式第6号）を当該寄附者に送付するものとする。

（使途変更等）

第8条 校長は、寄附金を受入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途変更等を行うことができるものとする。

- 一 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。
- 二 研究担当者が、機構教職員就業規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（以下「就業規則」という。））第14条により、機構が設置する学校へ配置換等となったため、校長の同意を得て、寄附金を移し換える場合。
- 三 研究担当者が国立大学法人等へ転籍等となった場合には、寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て、寄附金を移し替える場合。

（寄附金の保管等）

第9条 寄附金は、校長が指定する取引金融機関に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、寄附金の増加に充てるものとする。

- 2 前項の利子において、異なった使途の寄附金を二種以上保管し、同一口座に預託している場合における利子の配分については、預託金有高により按分する等適宜分割してそれぞれ寄附金の増加に充てるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和59年11月16日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和3年7月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式第1号

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

(寄附者) 住 所
氏 名

印

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

なお、当該寄附金の一部を国立高等専門学校の教育研究の発展充実のため、必要な経費として使用することに同意します。

記

寄 附 金 額				円
寄 附 の 目 的 及 び 種 別	(該当種別を全て選択してください。)		<input type="checkbox"/> 教育支援, <input type="checkbox"/> 研究助成, <input type="checkbox"/> その他	
寄 附 の 条 件				
使用 者 の 指 定	<input type="checkbox"/> 有	指定する使用者 の 所 属 ・ 氏 名	所 属	
	<input type="checkbox"/> 無	(研究担当者等)	氏 名	
指定した使用者が 他機関へ転出した 場合の取扱い (右 のいずれかを選択 してください。)	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額を転出先へ移し換えることに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、国立高等専門学校機構内の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、国立高等専門学校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で国立高等専門学校機構内の他の役職員に使用者を変更して使用することに同意する。			
指定した使用者の 退職等に伴う取扱 い (右のいずれか を選択してくださ い。)	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、国立高等専門学校機構の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、国立高等専門学校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で国立高等専門学校機構の他の役職員に使用者を変更して使用することに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額の取扱いについては、助成財団等の規定に従うものとする。(研究助成金の場合のみ選択可)			
使 用 内 訳				
使 用 時 期				
そ の 他				
ご 芳 名 の 掲 載	本校ホームページ等によるご芳名の掲載について <input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない			
担 当 者 連 絡 先	担当者名 (申請者と異なる場合)		電 話 :	
			メー ル :	

別紙様式第2号（第5条関係）

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

（学科等名）

（学科主任等名）

寄附金の受入れの可否について

別紙寄附申込みに関して協議した結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 寄附者名

寄附金名称

寄附金額 円

寄附対象教員職氏名

2. 意見を徴した者

3. 寄附受入れの可否 可 ・ 否

4. 3に関する参考意見等

様

和歌山工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

（公印省略）

寄附金の受け入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは下記寄附金のお申込みをいただき厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、有り難くお受けし、その趣旨に沿い有効に使用させていただくことと決定しました。

ついては、寄附金振込依頼書を同封いたしますので、お手数ですが当校指定の口座にお振込み下さいますようお願いいたします。

貴重な御寄附に感謝申し上げますとともに、今後とも和歌山工業高等専門学校の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 使用内訳
- 5 使用時期
- 6 研究担当者等
- 7 その他

【担当】

独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校 総務課 総務・企画係
〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77
TEL : 0738-29-8210 FAX : 0738-29-8216
E-mail : kikaku@wakayama-nct.ac.jp

別紙様式第4号（第7条関係）

寄附金振込依頼書

御中

御坊市名田町野島77
独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校
出納命令役 事務部長 ○○○○ 印

先にお申込みのありました寄附金について、下記のとおり振り込みをお願いいたします。

振込依頼番号 _____
整理番号 _____
件名 _____
支払依頼額 _____
お支払い方法 _____

(振込先口座)

銀行名 _____
支店名 _____
預金種別 _____
口座番号 _____
口座名義 _____

担当者
電話番号

別紙様式第5号（第7条関係）

寄 附 金 受 入 通 知 書

年 月 日

和歌山工業高等専門学校出納命令役
事 務 部 長 殿

和歌山工業高等専門学校長

別紙の寄附金申込書（写）により申込みのあった寄附金を、受入れることとしたので通知します。

別紙様式第6号（第7条関係）
（礼状文例）

和高専総第 号
年 月 日

様

和歌山工業高等専門学校長
○ ○ ○ ○
（公印省略）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本校の教育研究に対しまして深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本校（○○○○←寄附の目的）を対象とした寄附金の入金を確認いたしました。誠にありがとうございます。

貴社の御寄附の趣旨に沿うよう、本校の教育研究に資する所存でありますので、今後とも、より一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

敬具

【担当】

独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校 総務課 総務・企画係
〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77
TEL : 0738-29-8210 FAX : 0738-29-8216
E-mail : kikaku@wakayama-nct.ac.jp